

⑧ 特定技能制度における地域の共生施策に関する 連携に係る協力確認書の提出について

問・申 商工課内 外国人材支援センター(内線 512) FAX 0296-77-1146



提出はこちら

令和7年4月1日施行で特定技能基準省令の一部が改正されたことに伴い、特定技能所属機関は、地方公共団体から共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じて必要な協力をするなどが規定されました。

特定技能所属機関は、特定技能外国人の受け入れにあたり、以下のいずれかの時点において当該外国人が活動する事業所の所在地および住居地が属する市区町村に対して「協力確認書」を提出する必要があります。

- 提出時期**
- ・初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、当該外国人と特定技能雇用契約を締結後、在留資格認定証明書交付申請または在留資格変更許可申請を行う前
 - ・既に特定技能外国人を受け入れている場合には、令和7年4月1日以降、初めて当該外国人に係る在留資格変更許可申請または在留期間更新許可申請を行う前
- ※運用の詳細は、出入国在留管理庁ホームページをご確認ください。

提出方法 窓口で直接または郵送、FAX、右上の二次元コードから提出してください。

⑨ 優良運転者を表彰します

問・申 笠間地区交通安全協会事務局(笠間警察署内) TEL 0296-72-1396

笠間地区交通安全協会では、永年(10年以上)無事故・無違反運転の方に表彰を行っています。手続きは簡単ですので、運転免許証と印鑑をお持ちのうえ、ぜひ申請してください。

- 申請条件**
- (1) 笠間地区交通安全協会に入会している
 - (2) 笠間警察署管内(笠間市・城里町)に居住している
 - (3) 運転免許(原付・二輪を除く)所持者
 - (4) 10年以上無事故・無違反

申請期限 笠間地区表彰：6月20日(金) 県表彰：8月29日(金)

令和7年度 ゴールデンウィークのごみ収集などについて

○家庭ごみ収集

祝日による収集日の変更はありません。地域のルールに従ってごみを出してください。

○環境センターへの持ち込み

持込受付 4月29日(火・祝)～5月2日(金)、5月5日(月・祝)、5月6日(火・振)
午前9時～正午/午後1時～5時 ※土曜日・日曜日はお休みです。

○し尿くみ取り・浄化槽清掃

4月29日、5月3日～6日はお休みします。7日以降は通常通りとなります。

問 資源循環課(内線 129)

市職員を名乗る電話で「還付金」「ATM」と聞いたら詐欺を疑ってください。